

特別養護老人ホーム高千帆苑（従来型）

重要事項説明書

（事業の目的）

社会福祉法人健寿会が設置運営する特別養護老人ホーム高千帆苑指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行並びに老人福祉法の理念に基づき居宅において常時の介護を受けることが困難なものを入所させ介護することを目的とする。

（運営の方針）

施設は法の基本理念に基づき利用者の処遇に万全を期するものとする。

施設の運営は、併設する特別養護老人ホーム高千帆苑（ユニット型）、高千帆苑在宅介護支援センター、高千帆苑ディサービスセンター、高千帆苑短期入所生活介護との有機的な連携を図りながら行うものとする。

あなたに対するサービス提供にあたり、厚生省令第 46 号第 2 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 健寿会
事業者の所在地	山口県山陽小野田市大字有帆字仏石 1 0 6 6 2 番地 8
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 石松 剛
電話番号	0 8 3 6 - 8 4 - 0 3 1 7

2 ご利用施設

施設の種別	介護老人福祉施設（介護保険法）
施設の名称	特別養護老人ホーム高千帆苑（従来型）
施設の所在地	山口県山陽小野田市大字有帆字仏石 1 0 6 6 2 番地 8
施設長名	松富 憲太
電話番号	0 8 3 6 - 8 4 - 0 3 1 7
ファクシミリ番号	0 8 3 6 - 8 4 - 7 0 3 2
メールアドレス	otakaro@kenjukai.main.jp

3 ご利用施設であわせて実施する事業

		山口県知事の事業者指定		利用人数
		指定年月日	指定番号	
施設サービス	介護老人福祉施設 (従来型)	平成12年4月1日	山口県 3570900153	54人
	(ユニット型)	平成26年4月1日		30人
居宅サービス	通所介護	平成12年4月1日	山口県 3570900104	30人※
	短期入所生活介護	平成12年4月1日	山口県 3570900153	26人
総合事業 (指定第一号通所事業)	通所介護相当サービス	平成30年4月1日	山陽小野田市 3570900104	30人※ (通所介護と合算)
	通所型サービスA	平成29年4月1日		10人
居宅介護支援		平成12年4月1日	山口県 3570900054	

4 職員の勤務体制

従業者の職種	員数	勤務時間	休暇	備考
施設長	1名	8:00～17:00	週休2日	ユニット型特養施設長、併設デイサービス管理者兼務
生活相談員	2名以上	8:00～17:00	週休2日	
介護職員	24名以上	早出 6:30～15:30 7:15～16:15 日勤 8:30～17:30 A勤 9:50～18:50 B勤 11:15～20:15 遅出 11:30～20:30 夜勤 16:00～ 9:30 他	週平均 休日2日 交代勤務	夜勤帯3名で対応
看護職員	3名以上	7:00～16:00 8:30～17:30 9:00～18:00	週休2日	
機能訓練指導員	2名以上	8:30～17:30	週休2日	
管理栄養士	1名以上	8:00～17:00	週休2日	管理栄養士
事務職員	1名以上	8:00～17:00	週休2日	
医師	1名以上	火・金曜日 しおん内科 川端章弘、村上紘一		入苑者の状態観察及び治療

5 ご利用料金

本施設が、あなたに提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担金 1日あたり
食 事	食事時間（目安） 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～ 食事場所 食堂、あやめ棟、さくら棟、きく棟、の各所 その他 行事等にあわせて提供方法が変更になります。 嚥下困難の場合には嚥下補助としてトロミ剤等使用します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	世帯年収によって異なります （参考） 1日食費 1,445円
口腔ケア	毎食後、職員により口腔ケアのお手伝いをします。	所持されている 介護保険負担割合証記載の「利用者負担の割合」に応じて法定サービス費の1割もしくは2割または3割をお支払いいただきます
排 泄	利用者の個人的身体機能に応じて、布パンツ、紙パンツ、オムツ、尿取りパット等を組み合わせて使用します。	
入 浴	A浴（一般浴） 週2回 B浴（特浴） 週2回 入浴方法は本苑のマニュアルどおり 入浴日以外でも必要に応じて、入浴、清拭を行います	
離 床	寝たきり防止のため毎日の離床のお手伝いをします。 食事時、レクリエーション、おやつ時 等 その日の体調に合わせます。	
着 替 え	朝夕、入浴時、汚染時の着替えのお手伝いをします。	
シーツ交換	週1回行います。その他必要に応じて随時行います。	
整 容	身の回りのお手伝いをします。	
娯 楽 等	本施設では、次のような娯楽設備を備えています。 テレビ設置、映写装置、キーボード、ハンドベル 新聞、雑誌 等	
寝具の消毒	寝具の消毒は毎月1回行います。その他必要に応じて随時行います。	

洗濯	<有限会社つちだ>に依頼しています。 緊急時（便汚染、尿汚染等がある場合）は苑対応もいたします。 毛糸類、ウール地は縮みますので保証はできません。家での洗濯をお願いします。 着替えは入浴日となっています。 季節に応じた衣類の交換をお願いいたします。	所持されている介護保険負担割合証記載の「利用者負担の割合」に応じて法定サービス費の1割もしくは2割または3割をお支払いいただきます
機能訓練	機能訓練指導員が状態に応じて適宜行います。	
健康管理	本施設の嘱託医により週2回診察日を設けて健康管理につとめます。診察日以外でも必要に応じて診察いたします。 外部の医療機関受診の際には付き添いをお願い致します。	
介護相談	利用者及びご家族からのご相談に応じます。	

○ 該当する体制等

夜勤職員配置加算	13単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月
日常生活継続支援加算	36単位/日
看護体制加算Ⅰ	4単位/日
看護体制加算Ⅱ	8単位/日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0%

身体拘束廃止取組の有無	基準型
安全管理体制	基準型
高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型
業務継続計画策定の有無	基準型
栄養ケアマネジメントの実施	あり

（以下、該当する方のみ）

経口維持加算Ⅰ	400単位/月
経口維持加算Ⅱ	100単位/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
排泄支援加算	100単位/月
再入所時栄養連携加算	400単位/回
外泊時加算	246単位/日

初期加算	30単位/日
安全対策体制加算	20単位/入苑時1回
看取り介護加算Ⅰ	
死亡日45日～31日前	72単位/日
死亡日30日～4日前	144単位/日
死亡日の前々日、前日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

介護保険給付外サービス

○ 居住費

(日額)

課税段階 居室タイプ	第4段階 (課税世帯)	第3段階 (世帯年収80万円 以上)	第2段階 (世帯年収80万円 未満)	第1段階 (生活保護、 老齢年金等)
従来型個室	1, 231円	820円	420円	320円
多床室	915円	370円	370円	0円
※ 参考 ユニット型個室	2, 066円	1, 310円	820円	820円

※ 1～3段階については、市町村発行の「負担減免証」の提示が必須。提示のない場合は第4段階の料金をいただきます。

○ 食費

(日額)

課税段階	第4段階 (課税世帯)	第3段階② (世帯年収120 万円超)	第3段階① (世帯年収80 万円超120万 以下)	第2段階 (世帯年収80 万円以下)	第1段階 (生活保護、 老齢年金等)
1 日	1, 445円	1, 360円	650円	390円	300円
備考					

※ 居住費、食費とも、1～3段階については、市町村発行の「負担減免証」の提示が必須。提示のない場合は第4段階の料金をいただきます。

サービスの 種 別	内 容	自 己 負 担 額
理 髪	場 所： 施設内 実施日： 毎月第2、第4金曜日 施行者： ディンプル美容室 * パーマ カラーをご希望の方は、事前にお知らせ下さい	カット 2, 000円 シャンプー 1, 500円 シャンプーカット 2, 500円 パーマ 5, 500円 カラー 5, 500円
レクリエー ション・行事	施設行事計画にそってレクリエーションや 行事を企画実施します。 施設内：季節の行事、お菓子作り 等 施設外：買い物、外食 等	施設外レクリエーション等 で個人が支払うものについ ては実費相当額
特 別 食	ご希望に応じて、特別食のご用意がで きます。 高カロリー栄養食 等、希望により用意することができます。	実費相当額
金銭管理料	銀行通帳、印鑑等の保管 金銭出納事務手数料（医療費、福祉施設利用 料の支払い、日用品の購入等）	月額500円

○ 高額介護サービス費制度について

月額 15,000 円を超えて支払われた方は納税状況に応じて払い戻しがあります。

区分	限度額
生活保護受給者	15,000 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	15,000 円（個人） 24,600 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額※注 1 と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円（個人） 24,600 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額※注 1 と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	24,600 円（世帯）
市民税課税世帯の方で、以下（1）・（2）に該当しない方	44,400 円（世帯）
市民税課税世帯の方で、（1）課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の 65 歳以上の方がいる世帯（※注 2）	93,000 円（世帯）
市民税課税世帯の方で、（2）課税所得が 690 万円以上の 65 歳以上の方がいる世帯（※注 2）	140,100 円（世帯）

○ 医療について

本施設の医師による健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入院により対応し、医療保険対応により自己負担していただくことになります。

また、入院に関しては全て家族負担となります

○ 入院に関すること

入院時より 3 ヶ月間はベッドを確保します。ただし、入院期間中のベッドはショートステイ利用者が使用することがあります。

入院中の介護負担金

利用者	介護負担金（外泊時加算）
月の中での入院	246 単位×入院日数（上限 6 日）
月をまたぐ場合	246 単位×月末日数（上限 6 日） + 246 単位×月初入院日数（上限 6 日）

※ 入院中は空床となり、ショートステイに利用させていただきます。その場合、利用した日数分の外泊時加算は頂きません。

○ 平成 27 年 4 月以降の入苑について

平成 27 年 4 月の介護保険法改正に伴い、本施設への入苑可能な介護度が原則要介護 3 以上となります。また合わせて、平成 27 年 4 月以降の新規入苑者については、在籍期間中に要支援 1、2 若しくは要介護 1、2 と認定された場合、特別の理由がない限りは介護老人福祉施設のご利用が出来なくなります。

○ 協力病院

医療機関の名称	山陽小野田市民病院
所在地	山陽小野田市東高泊 1 8 6 3-1
電話番号	0 8 3 6 - 8 3 - 2 3 5 5

○ 協力歯科医院

医療機関の名称	小野田スマイル歯科医院
---------	-------------

○ その他の医療機関

医療機関の名称	岡野整形外科 おもて整形外科
	いとう眼科
	よこやま皮膚科

○ 緊急時の対応

救急車対応はその日の当番医に搬送します。利用者様のかかりつけ病院がありましたら、その病院に搬送します。

主な病院は、山口労災病院、山陽小野田市民病院、小野田赤十字病院です。

○ 苦情の申し立てについて

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がありましたら、お気軽にご相談ください。ご意見箱、第三者委員会も設置しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

苦情解決責任者	松富憲太
苦情解決窓口	三原哲哉 川崎雅子 従来型特養 橋本さやか ユニット型特養

山陽小野田市福祉部高齢福祉課介護保険係 0 8 3 6 - 8 2 - 1 1 7 2

山口県国民保険団体連合会（山口市朝田 1980-7） 0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0

○ 高千帆苑 第三者委員会

氏 名	電話番号	備 考
橘野 咲子	0 8 3 6 - 8 3 - 8 2 9 7 山陽小野田市くし山 3-2-8	高千帆苑お話ボランティア 民生委員
稲葉 正子	0 8 3 6 - 8 4 - 0 5 5 8 山陽小野田市烏帽子岩	高千帆苑お話ボランティア 高千帆苑評議員

○ 事故発生時の対応

- 1 当苑は利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合において、重大な事故が発生した場合、且つ当苑に重過失が生じた場合、当苑は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当苑に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償には応じません。

※ 事故対応については当苑の定めるマニュアルに従って対応します。

○ 身体拘束について

当苑は利用者の皆様に身体拘束のないケアに職員一体となって取り組んでいます。が、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に該当する場合は様式に従って身体拘束を行うことがあります。

身体拘束を行う場合はご家族の同意を得た上で、身体拘束に係わる事項を記録するとともに、可能な限り早期の身体拘束解除を目指します。

○ 看取り介護について

当苑では利用者が医師の判断のもと回復不能な状態に陥った時に、最期の時を過ごす場所及び治療、介護等について、ご本人の意思並びにご家族の意向を最大限に尊重して行う看取り介護の規定を取り決め、可能な限り個人の尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるような全人的ケアを提供し、入苑者本人及びご家族の支援を最後の時点まで継続することを目的として看取り介護体制をとります。

看取り介護を実施する場合は、利用者、ご家族の同意を得た上で、手順を追って行っていくます。

○ 個人情報保護について

※ 別紙に記載

○ 介護 看護記録の開示について

入苑者の皆様の介護の状態、及び看護の状態をお知りになりたい場合は各主任にお申し出下さい。

- 1 入苑者との続柄及び目的を申し出てください。
- 2 ご家族にお知らせしなければならない状態については、施設長ならびに看護主任、介護主任の説明があります。
- 3 記録を読まれ説明を受けられた場合は記録欄に押印をお願いします。

○ 非常災害対策について

- 1 非常災害が発生した場合、当苑防災規程および防災マニュアルに基づき、従業者はご利用者の避難等適切な処置を講じます。
- 2 管理者は、非常災害に関する具体的計画をたて、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取ります。
- 3 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を他部署と協力し、定期的に（年一回以上）行います
- 4 非常災害等によりサービスの提供が著しく困難な場合、管理者がサービス提供の可否を決定します。止む無くサービス提供を休止する場合、ご家族と協議し、一時帰宅していただくか、「非常災害相互応援協定書」に基づき協力施設（特別養護老人ホーム長寿園、特別養護老人ホームサンライフ山陽及び特別養護老人ホーム楠園、グループホームねたろう）や山陽小野田市と協議すると同時に、法人内別施設（特別養護老人ホームちぐさの、介護付有料老人ホームサンハウス唐津）とも協議し、可能な限り速やかに他の施設で受け入れてもらえるよう調整します。

○ 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

○ 第三者評価の実施状況について

当施設は、山口県が推進主体となっている「山口県福祉サービス第三者評価事業」は受けていません。

本苑ご利用の際にご留意いただく事項

来 訪 面 会	面会時間 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください
外 出 外 泊	外出、外泊の際には必ず行く先と帰苑日時を職員に申し出てください。
居 室 設 備	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って御利用下さい。 これに反した御利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙 飲 酒	喫煙は所定の場所以外ではお断りいたします。 飲酒はお断りしています。
迷 惑 行 為	騒音等入苑者の迷惑になる行為は御遠慮下さい。また、他の入居者の居室に立ち入らないようにして下さい。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内での宗教活動、政治活動（選挙活動を含む）は堅くお断りします。
動 物 飼 育	施設内にペットの持ち込み及び動物飼育はお断りします。
入 院 に つ い て	3ヶ月間はベッドの確保を行います。その間ショートステイ利用が生じた場合はベッドを使用させていただきます。
自 己 負 担 金 払 込 に つ い て 注	現金支払いも可能ですが、可能な限り自動引き落としを御利用ください。 各金融機関振替日 山口銀行 毎月 1 5 日（当日が土日祝日の場合は翌平日） ゆうちょ銀行 毎月 1 5 日（ ” ） 中国労働金庫 毎月 1 5 日（ ” ） ※ 振替不能の場合は 2 5 日に再振替を実施 理由無く 3ヶ月間、利用料を滞納された場合は施設利用ができなくなります。（支払方法等ご相談下さい）